

平成30年2月23日

介護保険サービス事業所等 管理者 様

越谷市福祉部介護保険課長

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における
防火安全体制等の徹底について

日頃より、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、先般、北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において火災が発生し、多数の入所者が亡くなるという痛ましい事故があったことから、平成30年2月2日付け厚生労働省より「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」通知がありました。

貴事業所におかれましては、日頃より十分な取組みをされていることと存じますが、改めて施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等、防火安全対策、入所者の安全確保の体制整備の強化・徹底に努めるようお願い申し上げます。

越谷市福祉部介護保険課

電話：963-9305

ファクス：965-3289